

2 日頃の備え

2-1 自分や家族の命を守るために 一家庭内対策一

♠ 飲料水の備蓄

地震時の断水に備え飲料水は一人1日3リットル3日分を家庭で備えておきましょう。飲み水を蓄えるには、ポリタンクのように少しくらい揺れても、倒れてもこぼれない容器に入れると良いでしょう。容器に水を入れる際には水道水を使用しましょう。水道水は消毒してありますが、期間や場所によっては変質する場合がありますので少なくとも、1ヶ月に1回は取り替えるようにしましょう。市販されているペットボトルの水は1年から2年くらいもつものもあります。



♠ 食糧の備蓄

突然地震が発生して、食料の蓄えが全くなかったとしたらどうなるでしょうか。販売店も被災し、食料を買うことができない事態を予測しておかなければなりません。また、地震が起きた直後は、食料などの輸送も満足にできないと考えておきましょう。

そのため救援活動が受けられるまでの間の食料を、各家庭で最低7日分程度（うち調理が不用の非常食3日分）は蓄えておく必要があります。

主食としては、米、乾パン、インスタント食品等、副食としては、漬け物、梅干し、佃煮、缶詰等、また調味料として、みそ、塩、しょうゆ等を準備しておくと良いでしょう。

♠ 発災後に備える物資の準備

北海道南西沖地震では、いざ避難しようとした時に、停電のため真っ暗闇で懐中電灯が見つからず、家の外へ出たくても、家具が倒れ食器が散乱して避難が遅れた人もいました。

地震発生に備えて、日頃から当面必要な持ち物を非常持ち出し用として準備しておきましょう。一人で持てる量には限りがあり、また避難は徒歩ということも考えて、非常持出品は最小限度のものをリュックサック等に入れて、持ち出しやすい所に準備しておきましょう。訓練の際にどのぐらいのものを持ち出すことが出来るか試してみることも大切です。

①テント、ビニールシート、ビニール袋、毛布、寝袋、シーツ ②下着、作業衣、軍手、靴下、雨具、長靴、ズック靴 ③おむつ、おぶい紐、ほ乳瓶、ガーゼ、さらし、生理用品、ちり紙、タオル ④ナベ、やかん、飯ごう、食器類、缶切り、バケツ ⑤マッチ、ライター、懐中電灯、トランジスタラジオ、携帯用テレビ、携帯用燃料、ロープ、工具 ⑥救急箱、貴重品



♠ 家族の役割分担

警戒宣言が発令された時や地震が発生した時、あわてず落ち着いて行動できるように誰が何をするか、避難の必要があるときはどこに逃げるかなどあらかじめ計画を立て、家族で役割分担を決めておく必要があります。

役割分担を決めるにあたっては、昼間と夜間では、すべき仕事が異なり、また家族の顔ぶれが違うこと、さらに居住する地域が津波や山がけ崩れの危険予想地域の場合とそうでない場合など、いろいろな場面を想定して考えなければなりません。

またバスや電車などの交通機関が止まり、電話も制限されかかりにくくなるため、家族がお互いに連絡を取れない場合にどう行動するかもあらかじめ決めておく必要があります。

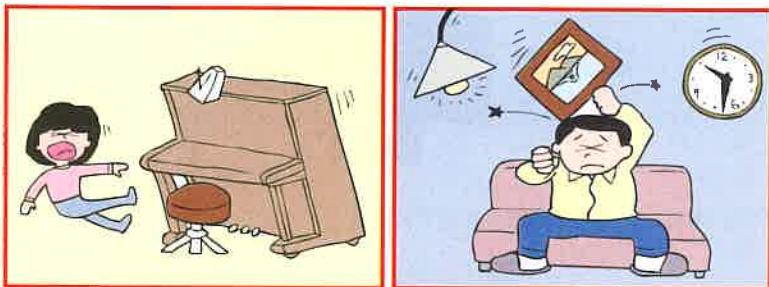
★家族の役割

内 容	名 前	内 容	名 前
ラジオ・テレビで情報を確認		窓ガラスなどにガムテープをはる	
火を消す		出入口を確認する	
ガスの元せん、プロパンガスボンベのバルブをしめる		消火器・バケツの用意	
危険物を安全なところに移す		飲料水を確保	
電気器具のコンセントをぬく		非常持出品の確認	
棚の上から物をおろす		すぐに戻ってこれない家族への伝言があれば書いておく	
家具などを倒れないようにする		子供や老人の世話	

♠ 家具の固定

地震の時に家具が倒れたり、物が落ちてきたりするとケガをします。阪神・淡路大震災では、ケガをした人のほとんどが家具の転倒などによるものでした。しかしちょっとした工夫で十分な安全対策ができます。

倒れそうな家具はしっかりと止め、家具の上には重いものや割れやすいものを置かないようにしたりして、家族からケガ人を出さないようにしましょう。地震発生時に割れた食器やガラス片で足をケガしたりすることのないように、枕元などにスリッパなどを用意しておくと良いでしょう。



我が家への安全対策

日頃からの対策

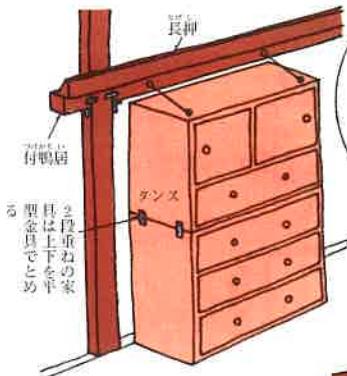
- ・普段何気なく置いてある物が突然凶器に変わる。
- ・家具の固定、高い所に物を置かない等、事前の対策を。
- ・家の危険箇所をチェックし、危険箇所の改善を実施。

家具のとめ方の実例

タンスのとめかた

背の高い家具は、鴨居に針金やL型金具でとめる

針金でとめる

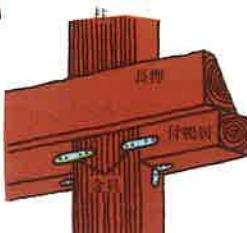


〈詳細図〉

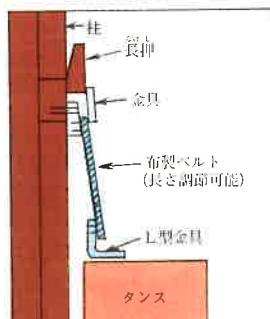
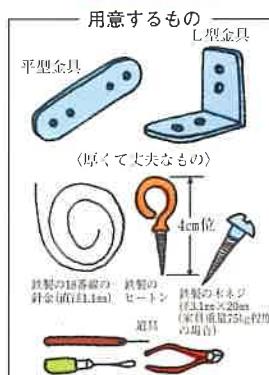
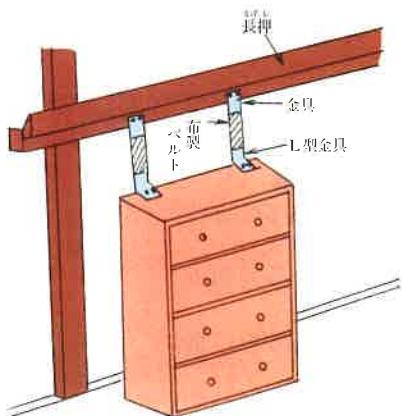
L型金具でとめる



付鴨居の補強
付鴨居は柱にしっかりと固定されていないので、必ず金具で柱にとめる。

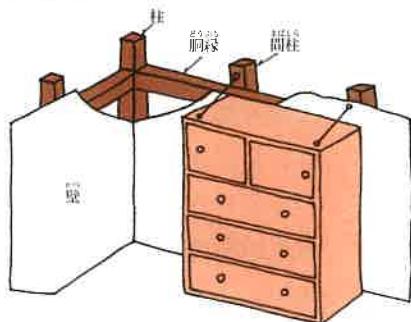


背の低い家具は、鴨居に布製ベルトでとめる

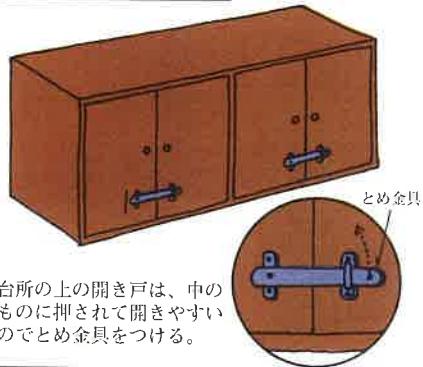


〈詳細図〉

柱のみえない壁にとめる場合

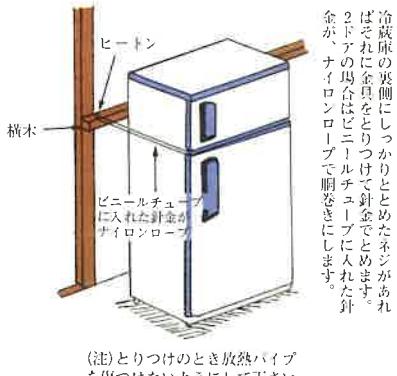


開き戸のとめかた



台所の上の開き戸は、中のものに押されて開きやすのでとめ金具をつける。

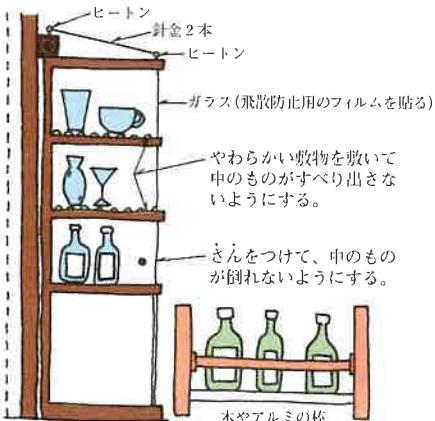
冷蔵庫のとめかた



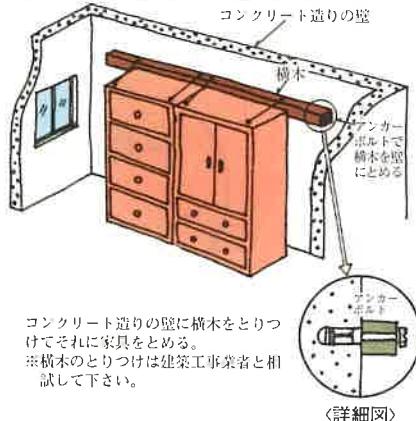
冷蔵庫の裏側にしつかりととめたネジがあればそれに金具をとりつけ針金でとめます。これがドアの場合はビニールチューブで胴巻きにします。金がナイロンロープで胴巻きにします。

柱のみえない壁を背にして家具をとめる場合は、壁をたたいて中の間柱や胴縁のあるところをみつけて、ヒートンや金具でとめる。

食器戸棚のとめかた



鉄筋コンクリート造りの住宅の壁に家具をとめる場合



●住宅を新築するときは、次のようなことを建築業者と相談して下さい。

- つくりつけ家具を考える。●壁へ丈夫な取付横木を入れる。●コンクリート造りの住宅の壁には、取付木ネジの使える木材などを組み入れる。

♠ わが家の耐震診断

阪神・淡路大震災では6,400人以上の方が亡くなりました。その原因の約8割が家屋の倒壊や家具の転倒の下敷きによる圧死でした。

昭和55年建築基準法が改定され、木造建物も地震に対して強くなりましたが、地震対策でまず重要なことは、わが家が地震に耐えられるかどうかを知ることです。そこで、わが家の安全度を知るための「耐震診断」を行うことが必要です。耐震診断の結果は、警戒宣言が発令された場合に、家の中にいたらよいのか、屋外の安全な場所で地震を待つかを決める一つの目安となります。地震に強い家にしておけば、必ずしも避難する必要はありません。

静岡県では、誰でも計算でき、おおよその目安が付けられる「木造家屋の耐震診断法」を作成しているので、これを活用するとよいでしょう。

県庁建築安全推進室、土木事務所、市町村の相談窓口で診断カルテを手に入れることができます。



木造住宅の耐震診断 (鉄筋住宅などは建築士等の専門家に依頼して下さい。)

自家診断カルテを利用して次の手順で行って下さい。

ア 壁の配置がわかる平面図を書く。

イ 1階の建築面積（2階建の場合も1階の建築面積）を坪で計算する。

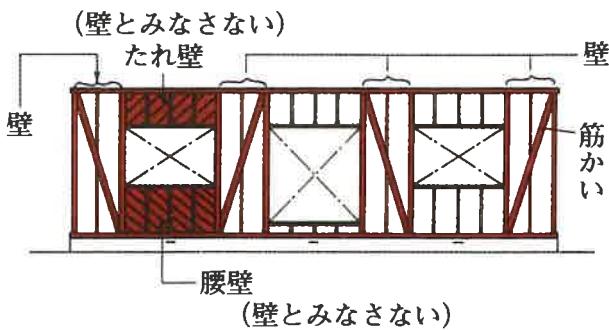
ウ 「自家耐震診断」のa～gまでの項目の評点を算出する。この場合e欄の壁率の算出にあたっては次のことに注意する。

●壁とは、床から天井まであるものをいい、途中に窓があるもの（腰壁、たれ壁）は壁とみなさない。（下図参照）

●壁の長さが0.5間未満のものは壁の長さに入れない。

●「壁の全長」の計算を行う。この場合桁行（けたゆき）方向（平面図の長辺方向）と梁間（はりま）方向（平面図の短辺方向）を別々に合計し、少ない方を「壁の全長」とする。

●壁率は壁の全長（間）／1階の建築面積（坪）によって計算する。



エ 総合評点（E）を算出する。a～gまでの7項目の評点を掛け合わせる。

$$(E = a \times b \times c \times d \times e \times f \times g)$$

才 診断結果

総合評点（E）が高ければ高いほど耐震性が高いわけですが、総合評点の評価は次のとおりです。

- $E \geq 1.5$ **まず倒壊しない** 警戒宣言時には必ずしも屋外に避難する必要はない。
- $1.5 > E \geq 0.5$ **精密診断を要する** 専門家（建築士、大工さん等）に現地調査をしてもらい、耐震強度を確認して下さい。
- $E < 0.5$ **倒壊のおそれが極めて高い** 出来れば補強したい。補強が出来ない場合は、警戒宣言時には自宅の庭、近所の安全な場所に避難して下さい。

耐震診断の補助制度

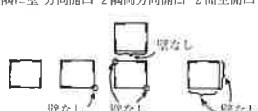
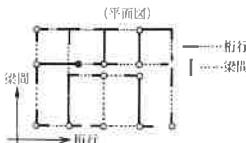
対象となる建物	昭和56年5月31日以前に建築された建物及び、同日において工事中であった建物であれば、すべて対象となります。
補 助 率	住宅の場合—診断料の3分の2 住宅以外の場合—診断料の3分の1



阪神・淡路大震災 神戸市内建物崩壊

自家耐震診断カルテ

注：2階建の場合は、1階部分を診断する。

欄	項目	評点	解説
a	構法 地盤 良い 普通 悪い		(構法)大黒柱式 戦前の建物に多く耐力壁が殆どない 耐力壁式 戦後の新しい建物に多い
	耐力壁式 1.2 1.0 0.9 大黒柱式 0.9 0.8 0.6		
b	屋根葺材 階数 軽い 重い		重い屋根（瓦葺、カヤ葺等） 軽い屋根（鉄板葺、スレート葺等）
	平家 1.2 1.0 2階建 0.8 0.7		
c	4隅に壁 1.0		1隅が両面開口 4隅に壁 方向開口 2隅両方向開口 2面全開口 
	1隅が両方向とも開口 0.9		
	1面全開口・2隅が両方向開口 0.8		
	2面全面開口 0.7		
d	筋かい有り 1.5		建物のどこかに筋かいがあれば筋かい有りとみます
	筋かいなし 1.0		
e	見かけの壁率が0.05未満 0.2		この項目については、桁行、梁間方向別々に計算して壁の長さの少ない方で行う。  見かけの壁率=壁の全長(間)/建築面積(坪) (壁の全長は外壁と内壁の合計とする)
	0.05以上 0.15未満 0.4		
	0.15～0.25 0.7		
	0.25～0.35 1.0		
	0.35～0.45 1.3		
	0.45～0.55 1.7		
	0.55～0.65 2.2		
	0.65以上 3.0		
f	増築せず 1.0		増築せず 1階のみ増築 2階を増築 
	1階のみ増築 0.9		
	2階を増築 0.8		
g	老朽化していない 1.0		建物全体から判断し、特に北側の台所、風呂場等の土台、柱脚部分を診断する。
	腐食著しい 0.8		
総合評点	$E = a \times b \times c \times d \times e \times f \times g$		

建築面積 (坪)	壁の全長 (坪)	桁行	(間)	見かけの壁率 $= \frac{\text{壁の全長}}{\text{建築面積}}$	桁行	(間)	(間/坪) 左欄の小さい方の値 (間/坪)
		梁間	(間)		梁間	(間/坪)	

平面図作成表（1階の平面図）

--	--	--	--	--	--	--	--

診断結果の判定

E の 値	判 定
$E < 0.5$	倒壊のおそれがきわめて高い。
$0.5 \leq E < 1.5$	専門家の精密診断を要する。
$1.5 \leq E$	まず倒壊することはない。

♠ 地震火災の特徴

地震が原因で、街のあちこちで同時に多数の火災が発生する可能性があります。冬の夕食時などに地震が発生すれば、ストーブやコンロ等の暖房や火気器具が火災の原因となります。ガスボンベは緊急遮断弁を付けて転倒しないように固定し、ストーブは耐震装置付にするなど、いざというときに器具そのものも防火対策が取れるものとします。

阪神・淡路大震災では震災により停電し、家人が避難し誰もいなくなった家屋で通電によって配線のショートとみられる火災が発生しました。ガスだけでなく電気製品にも注意が必要です。

大地震が発生すれば電気、ガス、水道、電話などのライフラインが使用できなくなり、道路も寸断されます。各地で火災が発生し、さらに倒れた家によって道路がふさがれ消防車がすぐに駆け付けられるとは考えにくく、消火設備も機能しない可能性があることを考えておきましょう。

♠ 火災予防に対する心構え

地震による火災は被害を拡大します。火災は出して消すより、出さないことが重要です。

灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料など、燃えやすいものは簡単に倒れないようにして火元から十分離しておくこと。特にプロパンガスボンベは、倒れないように鎖等で止め、使い終ったら元栓を締める習慣をつけましょう。日頃から火を使う所には消火器や消火用の水を用意し、万一火が出てもすぐに消せるよう準備をしておきましょう。

また防災訓練などで、消火器の使い方を身につけておくことも大切です。火が天井まで燃え広がったら一人で消すことは無理です。天井に燃え移るまでの3分から5分の、わずかな時間が初期消火できるチャンスです。

♠ 同時通報用無線の確認

市町村防災行政無線の固定系の無線回線を通称「同報無線」と呼び、市町村役場等に親局が設置され、親局からの電波により、数10か所の子局の屋外スピーカーを結び、音声やサイレンによって災害の予警報を住民に同時に一斉放送ができるシステムが設けられています。また、このシステムは広範囲にスピーディな情報伝達が可能なため、各家庭に戸別受信機を配備して情報伝達をより確実にしている市町村もあります。

いざという時のため、我が家周辺の子局スピーカーの確認をしておきましょう。



♠ 避難対象地区の確認

警戒宣言発令時に、津波や山・崖崩れの危険が予想されるため、市町村長が避難勧告等を行う地域を「避難対象地区」といいます。対象となるのは、津波危険予想地域と山・崖崩れ危険予想地域の2種類があります。自分が住んでいる地域が避難対象地区になっているかを調べておきましょう。

市町村長は警戒宣言発令後速やかに「避難対象地区」の住民に対し同報無線、有線放送、広報車等により避難勧告をおこないます。住民は速やかに、市町村長があらかじめ定めた「警戒宣言避難地」へ避難することになります。

♠ 避難方法の確認

阪神・淡路大震災では、火災が多発して延焼が広範囲にわたったため、多くの方が犠牲になりました。日頃から災害発生時に戸惑わないように、避難の場所、経路、方法などを家族でよく確認しておくことが大切です。また、自分の住む地域にどのような危険があるのか知っておくことも重要です。発災時に家族が別々の場所にいたり、社会状況も混乱することが予想されるため、家族であらかじめ行動計画を作成しておくことが必要です。自宅を離れ避難地などへ移る場合は、居所がわかるように玄関などにメモを掲示するとよいでしょう。

突然大きな地震が起きたとき

すばやく火の始末！



激しい揺れがおさまったら

初期消火が、火災を防ぐ

火がでたらすぐ消火！



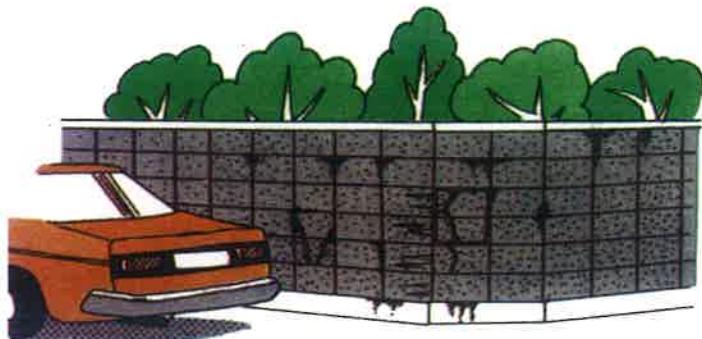
自宅から火を出さない

消火器の確認、使い方をマスターしよう。

♠ ブロック塀の点検

私たちのまわりにあるブロック塀は、見かけはしっかりしていても安全性に欠ける物がたくさんあります。宮城県沖地震の際には、ブロック塀の倒壊によって死傷者が出ました。揺れている時には側に近づかないようにしましょう。

ブロック塀の点検方法としては、①基礎の根入れが地盤から30センチ以上あるか②塀の高さは地盤から2メートル以下か③長さ40センチ以上の控壁が3.2メートル（ブロック8個）以下ごとに入っているか④塀に傾き、ひび割れはないか⑤鉄筋が縦横に入っているか、またさびていないかの5項目を調べましょう。すべての項目が適合していれば、そのブロック塀は一応安全と見ても良いでしょう。



鉄筋の入っているところに沿ってブロックが茶色にじんでいたり、または、はじけていたら中の鉄筋が錆びています。

♠ 山崩れ・盛土崩壊の対策

静岡県下には地すべり危険地域が118ヶ所、また、急傾斜地崩壊危険地域は808ヶ所が指定されています。地震や降雨によっても被害の発生が予想され、避難路、緊急輸送路等への影響も考えられます。

東海地震により山崖崩れの危険が予測される地域では、警戒宣言が発令されたときには安全な場所へ避難しましょう。日頃から避難場所、避難経路、斜面の状態を知っておくことが重要です。



山崩れ等防止工事

♠ 軟弱地盤と建物被害

田、沼地等を埋め立てたり盛土をして造成した場所は、地震に弱い軟弱地盤と呼ばれます。泥や粘土が厚く堆積しているため、上に建築した家屋などを支える力が弱く、傾いたり、沈下したりすることがあります。地震の時には揺れを大きく増幅しやすく、揺れる時間も長く、このため被害も格段に大きくなります。また、軟らかい砂地盤では液状化現象が起きる可能性も高くなります。

やむを得ず地盤の悪いところに建築する場合は、地盤の改良や建物の基礎をしっかりとさせたり、本体の耐震性を高めるという対策をとるとよいでしょう。



被災した建築物

♠ 地震保険

対象は居住用建物及び家財です。補償の対象となる損害は、地震等を原因として建物や家財が火災（延焼火災を含む）、損壊、埋没または流出によるものです。

また、地震のみを単独で契約することができず、火災保険にセットして契約することとなり、火災保険の保険期間の途中からでも契約できます。保険金額は、火災保険の保険金額に対して30～50%の範囲内で建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。保険料は地震発生の危険度を考慮して全国を4地域に分類し料金を設定しています。静岡県は4等に格付けされ高額となっています。

なお、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた後は、新規契約、保険金額の増額はできません。

[保険期間（保険のご契約期間）1年]

建物構造別	地域別 保険の目的 (保険をつけた物)	保険料			
		1等地	2等地	3等地	4等地
木造・木造モルタル塗造	建物・家財	1,450 円	2,000 円	2,800 円	4,300 円
鉄筋コンクリート造・鉄骨造	建物・家財	500	700	1,350	1,750

(注) 地震保険金額2,000万円の場合は右記の保険料の20倍、地震保険金額500万円の場合は右記の保険料の5倍となります。



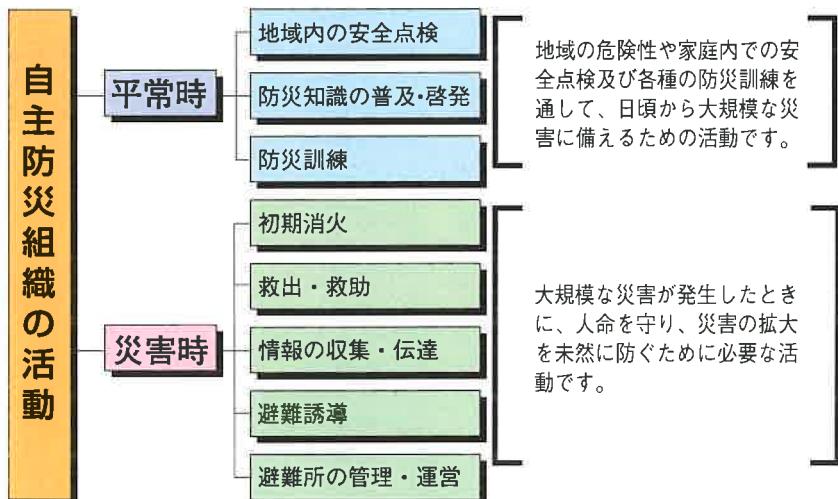
北海道	青森県	埼玉県	東京都
福島県	岩手県	千葉県	神奈川県
島根県	宮城県	長野県	静岡県
岡山県	秋田県	福井県	
広島県	山形県	岐阜県	
山口県	茨城県	愛知県	
香川県	栃木県	三重県	
福岡県	群馬県	滋賀県	
佐賀県	山梨県	京都府	
鹿児島県	新潟県	大阪府	
沖縄県	富山県	兵庫県	
	石川県	奈良県	
	鳥取県	和歌山县	
	徳島県		
	愛媛県		
	高知県		
	長崎県		
	熊本県		
	大分県		
	宮崎県		

2-2 地域で助け合うために 一自主防災組織の活動一

◆ 自主防災組織とは

予想される東海地震が起こった場合、その被害は広域かつ同時多発となり、国や県・市町村の対応だけでは限界があることから、早期に実効性のある対応をとることは望めません。従って地域において住民自身が自らの命を守り、地域を守るという対策が必要になります。

阪神・淡路大震災では、隣近所の人が協力し合い、多くの人が救出・救助活動に参加し尊い命を守った事例や、初期消火を行い延焼を防止した等の事例が報告されています。自主防災組織は、大規模な災害が発生した際に地域住民が協力し、助け合って組織的に行動し地域を守る重要な役割を担っています。



◆ 自主防災組織のリーダー

自主防災組織が防災訓練などの活動を積極的に行い、また、いざというときに適切な対応をなし得るためには、リーダーの指導力がカギとなります。自主防災組織のリーダーにふさわしい人は、防災に関する基本的な知識や技術を身につけ、災害発生時には組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

阪神・淡路大震災においては、一人の指導者が組織されていない住民を適切に指導し消火活動を行った結果、延焼をくい止めた例が報告されています。このことからリーダーの役割は非常に重要なものといえます。



◆ 自主防災組織をまとめてゆくには

自主防災組織のリーダーが、組織をうまくまとめてゆくには、次のような点に注意を払うことが大切でしょう。

1. 地域の実態をよくつかんでおく。
2. 地域の問題を掘り起こし、どうすればよいか目途をつける。
3. 地域の人々の防災意識を共通なものにする。
4. いろいろな考えをまとめ、集団活動の目標にまで高める。
5. 目標を達成するには、どんな方法や手段があるか考える。
6. 市町村や隣の自主防災組織、地域の中の事業所と、日頃から連携を保ち連絡を密にする。
7. コミュニティー活動との一体化を図る。
8. 住民の友愛と連帯の精神を日頃から培う。

◆ 日頃の準備と防災訓練

防災訓練における成果は、第1に「地震発生時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身につくか」の2つに大別されます。訓練をしていても発生した災害に対応できなかったり、防災知識が根付いていなければただ単に便宜上行っていただけです。いざという時に冷静な行動をとり、災害を拡大させないために日頃から充分に訓練し、緊急事態発生時にとるべき行動を体で覚えておくことが必要です。

静岡県では、毎年9月1日に総合防災訓練、12月の第1日曜日には地域防災訓練を実施しています。家族や地域ぐるみで、各人が自ら防災行動を体得するために、積極的に参加することが必要です。

◆ 総合防災訓練

9月1日（防災の日）に、東海地震の発生が予知されたことを想定して、国・県・市町村・各防災関係機関・自主防災組織が協力して、東海地震が予知された場合の判定会招集、警戒宣言の発令や災害発生時の活動を訓練します。以前は東海地震が予知されたことを想定した情報伝達・状況把握に重点がおかれていましたが、最近では突發的地震を想定して自主防災組織を中心とした訓練や、防災関係機関の連携、相互支援協定に基づく応援要員や支援物資の受入などの訓練が行われています。

◆ 地域防災訓練

静岡県では12月の第1日曜日を地域防災の日として定め、東海地震クラスの大地震が突然発生したことを想定して、各市町村単位で、自主防災組織を中心に地震発生後の避難、消火、救護などの一連の対応訓練を行います。この訓練は、それぞれの地域の特性を生かした内容で行ない、防災活動を身につけることを目標としています。最近では、企業との連携した地域の防災訓練や、地震発生直後の倒壊家屋からの救出・救助、医療機関と連携した救護訓練などが行われています。



- 地域の人たちの救護活動を手伝おう。

◆ 個別訓練

情報の収集・伝達、初期消火、救出、救護、給食、給水、防疫など地域や企業単位で、單一行動として行う訓練です。これに対するものとして総合訓練があります。この訓練は、いろいろな訓練を組み合わせて、お互いの連絡をとりあって十分に準備して実施します。

地震による犠牲者を一人でも減らそう

地震は、必ずくる。

東海地震による
人的被害想定(死者)

自分の命は、自分で守る。

- ・予知なし 2574人
- ・予知あり 376人

◆ 自主防災組織の訓練時の事故補償

市町村では万が一の事故に備えて、傷害保険等に加入しています。補償の対象は、①市町村又は消防機関の主催する防火防災訓練に自主防災組織、民間防火組織、町内会等が参加したとき。②自主防災組織、民間防火組織、町内会等が自主的に行う防火訓練で、事前に市町村役所又は消防本部に「防火防災訓練届」が提出されていることの2点です。

◆ 防災用資機材の手入れ

自主防災組織が備えている施設、設備、機材等は、非常時に役立たせるための重要な物であり、非常時に使用できなくては意味がありません。

まず自分の地域にどのような資機材があるのかを確認し、普段から整理をして、不足している物や新たに必要とされる物があれば備えておきましょう。また、機材は日頃からの点検と、取り扱いに慣れておくことが重要です。定期的に点検日を決め、一部の人に任せず全員で計画的に取り組むようにしましょう。



◆ 災害弱者の対策

災害弱者とは、なんらかの障害を持つ人々を意味し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、災害による負傷者、孤児、さらに、災害後に障害をもった人々、帰宅困難者、旅行者などを指します。

災害が起こると、誰もが不安を抱き、どうしたらよいのかわからず、パニック状態になり、他人を助ける余裕などなく、自分の身を守ることで精一杯になってしまいます。

自分の身を守ることが最優先ですが、大きな恐怖に直面している人に、救いの手を差し伸べることが必要です。いつ立場がかわるかもしれません。平常時から周囲の人と協力して、災害弱者対策を整えておくことが大切です。



◆ 事業所の社会的責任

一人ひとりが地震に備えて家庭内の対策を行うように、事業所も地震対策を実施する社会的責任を負っていると言えます。

したがって、それぞれの事業所が、適切なかつ効果的な防災対策を講じていくことが必要不可欠です。

事業所が負う一定の社会的責任とは①従業員や顧客の生命を守ること②周辺地域への二次的災害の発生源とならないこと③事業所の財産保全を図ることにより、社会的経済への悪影響を防止することです。責任を果たすために、被害を最小限にくいとめることであることを認識して、事業所個々の対策を早急に確立し、その上で、地域の自主防災活動などと連携しながら「地域ぐるみの地震防災対策」を目指しましょう。

◆ 事業所の地震対策取り組みの前提

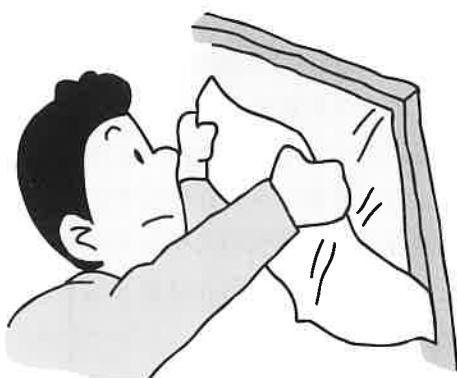
事業所が地震対策に取り組もうとするときは、まず、立地条件を含めて事業所がどういう自然環境にあるか把握する必要があります。

主な現状把握する事項は、①立地条件として、地盤の硬軟、津波の危険性の有無、住宅密集地か否か、周囲の危険の有無②施設等の内容として、危険物の保有状況、操業停止の必要な装置の有無、倒壊や転倒の危険性の有無③顧客の時間帯別の人数と主な利用交通手段や帰宅可能性④時間帯別従業員数と従業員の通勤方法と帰宅可能性等があります。

◆ 事業所の地震対策取り組みの手掛けり

事業所の地震対策とはまず建物の改築や補強など、多額の投資が必要と考え、取り組みを当初からためらう事業所が多いようです。

機械・什器並びに立掛材など転倒しやすいものの固定、煙突・高架水槽・ブロック塀等の耐震点検・補強等の実施、化学薬品類等の落下転倒防止措置、避難路に面した窓ガラスのガラス飛散防止フィルムの貼り付け、火気仕様設備の自動消火設備、フレキシブルチューブによる燃料等の配管のジョイント部の離脱防止措置、特定化学生資等の大量漏えいのおそれのある設備への緊急遮断装置の設置、などの措置をできるかぎりやっておきましょう。



◆ 防災関係機関の対応

住民が生命や財産を、自分の力で守ることは当然ですが、国や県、そして市町村にも同様の使命が課せられています。このため、国や県、市町村は「防災計画」を作成し「いざ」という時に備えて対策を検討すると共に、災害が発生した時には、その早急な復旧を図っています。このような使命は、公共制を帯びている機関、例えばJRやN T T、電力、ガス、報道などの公共機関も同様の使命を持っています。このため、防災対策、そしていざ災害という場合の対応を定めており、その機能には大きく期待されています。

地震から生き残るために

M8クラス の大地震

「地震対策」の基本

- 「自分の命は、自分で守る」
- 「自分の地域は、自分の地域の人々で守る」
- 大揺れの間に「死んだり」「けがをしない」対策を実施しておく。
- 「巨大地震の時、行政はきめ細かな住民サービスが出来ない。」

◆ 地震防災応急計画の届出

この計画は地震防災対策強化地域内にある学校、病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設、石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱施設などの施設又は事業を管理又は運営する者が、警戒宣言が発せられた際、実施する防災措置等について具体的に定めるものです。

これらの各事業者は計画を作成して届け出る義務が課せられており、平成11年3月現在、静岡県内では、届け出すべき対象業者28,811件のうち22,045業者より届け出があり、76.5%がこの計画を作成しています。

◆ 建築物の耐震化

企業は事業所や工場に多くの従業員と顧客を収容し、空間、施設や備品等が地域の災害予防、災害対策に貢献する可能性をもっています。こうしたことから、災害対策に係る企業の社会的責任は大きいと考えられています。企業の地震対策でまず必要なことは、事業所や工場の建物が地震に耐えられるかどうかを知ることです。耐震診断を実施し、倒壊の恐れがある場合には補強したり、機器類の転倒による事故防止や建物のガラスの飛散防止などの必要な安全対策の措置を講ずることが大切です。企業が地震対策を実施する場合、資金面の援助措置や優遇措置がありますので、県、市町村の固定資産税担当課、税務署へ照会してください。



耐震化された建物